

# 後漢魏晋の国制と軍

東北大学大学院 文学研究科 広域文化学専攻  
青木竜一

本稿で注目する「国制」とは、「国家・王朝の制度」という意味を表わす伝統漢語としてのそれではなく、「国制史」と言うときのそれである。この意味での「国制」とは、英語の *Constitution* やドイツ語の *Verfassung* の訳語である。それらは近現代を対象とする場合には「憲法」と訳されることが多いが、近現代的な成文法を持たなかった前近代に関して用いる際には「国制」と訳される。それは、国家によって統合された社会を編成する原理・思考などを指し、ひいては法人の内部構造、対外関係のあり方全体をも広く意味するものとされている。よって「国制史」とは、史学の方法という観点から、国家を含む社会の全体構造やその変化を問題とする歴史学として定義され、国家内部の問題のみならず、国家と社会の関係をも含む全体構造を、国家体制の原理から統合的に秩序づけて把握する方法を指すとされている。

東洋史、とりわけ中国史における国制史研究を牽引してきたのが渡辺信一郎氏である。渡辺氏は、近現代の「国家」に相当する伝統中国における概念は「天下」であるとの認識から、その国家体制を「天下型国家」と呼んだ。そして、天子・皇帝の王権の原理と、その百姓支配の仕組みについて、祭祀・儀礼・樂制およびそれに関する法制・官制などの諸制度に注目し、多くのことを明らかにした。渡辺氏によれば、「天下」を中核とする伝統中国の古典的国家観・古典的世界観は、前漢末から後漢初期にかけて形成されたという。その国家観・世界観においては、「天下」は、天子・皇帝による実効支配の領域である「九州（中国）」と、徳治に基づくイデオロギー支配の領域である「四海（夷狄）」とで構成される。「九州（中国）」は天子・皇帝の「声教」が直接的に及ぶ地域として「化内」とも呼ばれ、一方で「四海（夷狄）」を含むその外部は「化外」と呼ばれる。また、そのような国家観・世界観の形成に伴い、その「天下」を支配する「天下型国家」を中心として構築された国制が、前漢末の元帝期から後漢初の明帝期にかけて形成されたとする。そしてその国制は、後世の諸王朝にあって絶えず参照されるべきものであったことから、渡辺氏はそれを伝統中国における「古典国制」と呼んでいる。

渡辺氏の研究と前後して、伝統中国における「天子」と「皇帝」という王権の二面性・二重性やその相違点などについて、西嶋定生氏を嚆矢として現在に至るまで研究が進められてきている。その成果を渡辺氏の研究に即して表現するのであれば、「天子」とは「天下」の支配者であり、「皇帝」は「中国（九州）」の支配者である、と言える。「皇帝」は「中国」を郡県制・州県制等に基づき実効支配するが、「天子」は「中国」の外なる「夷狄（四海）」を含む「天下」をイデオロギー的に支配する。

ただ、古典的国家観・古典的世界観や「古典国制」が確立した後漢においては、「中国」

の外なる「国」として、「夷狄」以外にももう一つの存在が規定されていた。それが軍である。後漢においては、軍は「敵国」、すなわち皇帝の治める「中国」と対等なもう一つの国とされ、それを治める将帥は「不臣」、すなわち臣下ならざる存在であると規定された。そしてそれは、単なる理念にとどまらず、後漢末に至るまで実際の制度や軍事的な政策・運用などにも影響を与えた、名実相伴う国制であったのである。

「天子」は「夷狄」に対するイデオロギー支配を行い、名目的に「夷狄」の君民を臣下とするが、直接的な統治は行わない。「皇帝」は「中国」を実効支配するが、その外なる「夷狄」に対してはその実効支配は及ばない。この論理に基づけば、軍が「中国」の外なる「敵国」である以上、「天子」は軍を直接的に支配できる存在ではなく、「皇帝」もまたその王権を軍中に及ぼすことはできないことになる。実際に、前漢の軍制に関する先行研究においては、将軍は「皇帝権力の埒外にある存在」「軍中においては皇帝より上位に立つ存在」であったことが実証されている。その点について、「古典国制」が形成された後漢においてはどうかであったのか。そして、そのような軍に関する国制は魏晋期以降にも継承されたのであろうか。

天子・皇帝による「化内」の支配について渡辺氏も指摘するように、現実的にその教化を担保するのは、軍事力を背景とする皇帝の武力・武威であり、それを基盤として百姓の同意なしに発せられる律令などの法的命令である。とすれば、国制上、天子・皇帝がどの程度まで軍を統制することを許されたのかという問題は、「天下型国家」あるいはその「古典国制」を理解する上でも重要になることは間違いない。そこで本稿では、如上の関心から、後漢・魏晋期の軍や将帥に注目し、国制原理や諸制度との関係の中で、それらがどのように位置づけられていたのかということについて解明することを図る。

論文審査結果の要旨および担当者

提出者	青木 竜一
論文審査担当者	(主査) 教授 川合 安 教授 大野 晃嗣 教授 齋藤 智寛
論文名	後漢魏晋の国制と軍
<p>本論文は、前漢期において皇帝権力の直接統治の外に置かれていた軍が、後漢から魏晋にかけて皇帝権力支配下の官僚化した軍へと国制上の位置づけを変化させていく過程を解明したものである。</p> <p>序章「中国古代・中世国制史研究と軍」では、研究史を整理して、後漢魏晋期の国制上における軍の位置づけという問題を設定する。</p> <p>補章「軍事組織用語解説」では、本論文で使用する軍事組織関係の用語の定義を明確に解説する。</p> <p>第一章「後漢の軍事司法－将軍とその周辺」は、後漢の軍中では「軍法」や「軍令」による統治が行われ、軍中の司法権はその軍の主宰者である将帥が専ら掌握していたことを明らかにする。</p> <p>第二章「後漢における軍隊・将帥観－『司馬法』『白虎通』および「軍礼」との関わりから」は、後漢の国制において、軍は国家と対等の「敵国」、その主宰者である将帥は皇帝と対等の「不臣」の存在として明確に規定され、それが後漢末まで朝廷や士大夫たちの間で共通認識となっていたことを明らかにする。</p> <p>第三章「後漢・霊帝の軍制改革と将軍自称－皇帝という存在の限界性」は、後漢末期の霊帝が「無上將軍」と自称して軍と国と双方の直接統治を試みたことを明らかにする。</p> <p>第四章「後漢の監軍－将帥の「文」を補う協力者」は、後漢の監軍は、将帥を補佐してその指揮下の将兵を監視する役目を担っていたこと、それが将帥を監視する目付け役へと変貌するのは魏晋期以降であることを明らかにする。</p> <p>第五章「後漢・魏晋期の国制上における軍の位置づけの変化－将帥への斧鉞授与に注目して」は、後漢までは、軍の統治権を保障するものとして「王権の委譲」を示す斧鉞が将帥に授与されたが、魏晋期には軍事における刑殺権を保障するものとして「皇帝の使者」の証である節が将帥に授与され、将帥は皇帝の臣下として位置付けられるようになったことを明らかにする。</p> <p>第六章「制度上より見た曹魏・西晋都督制の特徴－後漢・孫呉の都督・督軍と比較して」は、後漢や孫呉では別個に置かれていた「都督」（方面軍司令官）と「督軍」（軍政官）が、曹魏・西晋では「都督督軍」に一本化してより権限を集中させたことを明らかにする。</p> <p>終章「後漢から魏晋にかけての国制の変化と軍」では、軍を皇帝の直接統治の外に位置付けた後漢の国制は破棄されて、魏晋期には軍を皇帝の統治下に位置付けた、「軍隊の官僚化」という特質をそなえた国制が形成されたことを論じる。</p> <p>軍の国制上の位置づけの上記のような変化を初めて明らかにした本論文は、斯学の発展に寄与するところ大であり、本論文提出者は、博士（文学）の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。</p>	